

EU・シェンゲン域内国の居住者と日本から旅行の方では入国時の提示物が異なります。ご注意くださいませ。

EU・シェンゲン域内国の居住権をお持ちの方

I 【日本→スペイン入国時】

- i. 必要書類：ワクチン接種証明書、検査陰性結果証明書、感染後の回復証明証のいずれか（西語、英語、仏語、独語のいずれか）、
Spain Travel Health (<https://www.spth.gob.es/>) のアプリにて健康申告書へ入力・QRコード取得
- ii. 隔離期間：なし
- iii. ワクチン接種条件：スペイン保健省が認めるコロナワクチン接種
- iv. その他：空港及び港湾からスペインに入国する全ての渡航者（日本からスペインへ入国する場合も対象）に対して、下記が実施されます。
 - ・健康申告書のQRコードの提示
 - ・非接触型の体温計、またはサーモグラフィーカメラでの検温
 - ・目視によるチェック

旅行者

I 【日本→スペイン入国時】

- i. 必要書類：ワクチン接種証明書（西語、英語、仏語、独語のいずれか）、Spain Travel Helth のアプリにて健康申告書へ入力・QRコード取得
- ii. 隔離期間：なし
- v. ワクチン接種条件：スペイン保健省が認めるコロナワクチン接種
- vi. その他：EU・シェンゲン域内国の居住者と同様

新型コロナウイルスのワクチン接種証明書について

- ①新型コロナウイルスのワクチン接種証明書はワクチンの最終接種日の14日後～270日間有効です。
- ②対象のワクチンは欧州医療品庁（EMA）、または世界保健機構（WHO）が承認したワクチンを接種するものとします。

③新型コロナウイルスのワクチン接種証明書には下記の情報が記載されている必要があります。

- ・氏名
- ・ワクチン接種日、最終接種実施日の明記
- ・接種したワクチンの種類
- ・接種した回数/接種予定回数
- ・発行国
- ・ワクチン接種証明書の発行機関の証明

新型コロナウイルスの検査陰性結果証明書について

①新型コロナウイルスの検査は核酸増幅検査（NAAT（PCR 検査等））または、迅速抗原検査（RAT）である必要があります。

②核酸増幅検査（PCR 検査等）の場合：入国前 72 時間までに発行された検査の陰性証明書が必要です。

例) 7/17(土)19:00 スペイン着のフライトの場合 → 7/14(水) 19:00 以降に検査受検

③迅速抗原検査の場合：入国前 24 時間前までに発行された欧州委員会が認める迅速抗原検査の陰性証明書が必要です。

例) 7/17(土)19:00 スペイン着のフライトの場合 → 7/15(木)19:00 以降に検査受検

④証明書タイプ：紙または電子形式で提示が必要です。

⑤少なくとも下記の情報記載が必要です。

- ・氏名
- ・検査実施日
- ・検査の種類
- ・発行国に関する情報

新型コロナウイルスに感染した後に回復したことを示す証明書

①医療機関が実施する核酸増幅検査（PCR 検査）による最初の陽性結果から少なくとも 11 日後の証明書が有効となります。（証明書の有効期限は、検査実施から 180 日間です）

②下記の情報記載が必要です。

- ・氏名
- ・最初に要請結果が得られた検査の実施日
- ・検査の種類
- ・発行国に関する情報

II 【滞在中】

- i. 必要書類：現在は特にはないが、州や場所によりコロナワクチン接種証明パスポートの提示を求められる箇所がある可能性があります。
- ii. マスク着用等について：現在、屋内でのマスク着用義務がありますが、今後解除される可能性もあります。
- iii. その他

III 【スペイン→日本帰国時】

- i. 日本入国時必要書類：
 - ・ 出国前 72 時間以内に実施した新型コロナウイルスに関する検査による陰性検査証明書
 - ・ スマートフォンへの My SOS アプリのダウンロード
 - ・ 日本政府指定の質問票
 - ・ 日本政府指定の誓約書
 - ・ ワクチン接種証明書（任意）
- ii. 自宅待機等：

ワクチン 3 回目追加接種者：入国後の自宅待機を求めないこととします。

ワクチン 3 回目追加未接種者：原則 7 日間の自宅待機を求めるとした上で、入国後 3 日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととします。
- iii. 自宅や待機所までの移動手段：入国後 24 時間以内に自宅待機のために自宅等まで移動する場合に限り、自宅待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とします。
- iv. その他

※その他項目や各国特記事項等ございましたら合わせてご記入ください。